

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成25年3月14日(2013.3.14)

【公開番号】特開2013-2226(P2013-2226A)

【公開日】平成25年1月7日(2013.1.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-001

【出願番号】特願2011-136988(P2011-136988)

【国際特許分類】

E 02 D 3/12 (2006.01)

【F I】

E 02 D 3/12 102

【手続補正書】

【提出日】平成25年1月29日(2013.1.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0046

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0046】

以下は、従来のソイルセメント柱列壁工法などと同様に、第2のソイルセメント柱体(第2エレメント)を構築し、第1エレメントと第2エレメントとの間に第3エレメントを構築するといった手順で、ソイルセメント柱列壁を造成することができる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0047

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0047】

このように、本発明のアースオーガーを用いた本発明のソイルセメント柱体の構築方法は、従来のソイルセメント柱列壁工法を大きくえることがないので、経済的かつ効率的である。